

## 焼却施設敷地内に放置された廃棄物の撤去について

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に隣接する産業廃棄物焼却施設の敷地内に放置されている「ばいじん」等の産業廃棄物について、株式会社グリーンプラネットに対して撤去を命ずる措置命令を行った。県はこれを行政代執行により撤去する予定である。

### 1 焼却施設の概要

設置者 株式会社グリーンプラネット（代表取締役 菅野 清人）

施設 産業廃棄物焼却施設

所在地 宮城県柴田郡村田町大字沼辺字竹の内 290-1 外

処理する産業廃棄物の種類 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

処理能力 4.8 t/日（8時間）

### 2 放置されている廃棄物

(1) ばいじん… 焼却炉内の 2 箇所（煙突内部・排ガス洗浄装置下部）に溜まった「ばいじん」が除去されずに、そのまま放置されているもの。

(2) レンガくず等… 焼却炉の炉部と焼却灰保管庫の間の地面に、焼却炉の内壁と見られるレンガやコンクリートの破片等が土砂と混合された状態で放置されているもの。

### 3 廃棄物の性状

(1) 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」を超過したもの（特別管理産業廃棄物に相当する性状のもの）

#### 煙突内部のばいじん

・鉛又はその化合物	4.8 mg/l	(判定基準	0.3 mg/l)
・カドミウム又はその化合物	1.2 mg/l	(判定基準	0.3 mg/l)

(2) 飛散流出により周辺の土壌等を汚染するおそれがあるもの

#### 排ガス洗浄装置下部のばいじん

・ダイオキシン類 2,100pg-TEQ/g（土壌環境基準1,000pg-TEQ/g）

#### レンガくず等

・ダイオキシン類 1,900pg-TEQ/g（土壌環境基準1,000pg-TEQ/g）

### 4 措置命令の内容

平成17年1月25日付けで、株式会社グリーンプラネットに対し、(2)の廃棄物及び周辺土壌の撤去・適正処分を命じた。

### 5 行政代執行の予定

着手期限である平成17年2月1日を経過しても、株式会社グリーンプラネットには命令を履行する意思が見られないため、県が行政代執行により上記廃棄物等の撤去を行う。

# 焼却炉周辺 平面図

## ダイオキシン類汚染範囲調査

